

議 案 第 69 号

松戸市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市監査委員に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方自治法の改正に伴い、条例で引用する同法の条項名を整備するため。

松戸市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

松戸市監査委員に関する条例（昭和46年松戸市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（議員のうちから選任する委員の数）

第4条 法第196条第6項の規定により、議員のうちから選任する委員の数は、2人とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。